

# 米子市

## 地域“つながる”福祉プラン

(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

【概要版】  
(案)

令和2年～令和6年度  
(2020～2024)

令和2年3月  
米子市  
米子市社会福祉協議会





## 地域が「つながる」ことを目指して

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来に加えて、市民のライフスタイルの多様化などの影響で、地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となっており、地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は徐々に弱まってきています。また、こうした地域の状況を背景に、既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応が課題となっています。

これらの課題を乗り越え、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことができる社会にするためには、福祉制度の「縦割り」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な人や団体と、米子市及び米子市社会福祉協議会が連携・協働しながら、地域課題の解決のために、それぞれが活躍することができる仕組みを構築していく必要があります。

このような「地域のつながり」を大切にした福祉のまちづくりを推進していくために、米子市の地域福祉の現状や課題を踏まえたうえで、今後取り組んでいくべき施策の方向性や取組をまとめたものが、この計画です。



## 計画の位置づけ

「米子市地域「つながる」福祉プラン」は、米子市の「地域福祉計画」と米子市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つにしたものです。

### ❑ 地域福祉計画とは？

地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにし、本市の地域福祉の理念と施策や体制、サービスの方向性を示すことを目的として策定するものです。

### ❑ 地域福祉活動計画とは？

市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、福祉サービス事業者等が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

### ❑ 一体的な計画策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施を目指して、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行いました。



## 調査でわかった米子市の課題

計画の策定にあたり、住民の皆さんや福祉関連団体等から様々な意見をいただいた結果、今後米子市全体で取り組むべき地域福祉の課題が明らかになりました。

### 福祉の担い手の確保と育成

地域福祉の次の世代の担い手を育て、活動を継承することや新たな担い手を発掘することが必要です。

また、福祉サービス提供の根幹である福祉専門職の量的確保と育成も必要です。

### 多世代・多分野・官民の協働

今まで地域活動に関わりが無かった人や社会福祉法人、NPO、企業、社会福祉協議会、行政など、分野や官民の境界を越えて、協働して地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、幅広い世代が地域福祉活動に関わることで、活動が活発になり、新たな地域づくりのアイデアが生まれることが期待されます。

### 住民への情報提供、相談支援体制の整備

困難を抱えた人に対して、どのような制度やサービスが利用できるのかという情報が提供されることが非常に重要です。そのためには、どんなことでも気軽に相談でき、かつ必要な情報が必要な人に適切に提供されるための体制整備が必要です。

### 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

住民同士の見守り活動などの地域福祉活動を活発にするために、公民館を始めとする、いろいろな人が日常的に集い、交流が生まれる環境を整えることが必要です。



目指すのは

## 地域共生社会の実現

子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の中で役割を持ち、支えあいながら、自分らしくいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みを構築することが重要です。





# 計画の体系

## 基本理念

## ともに生き、ともに輝き、

### 基本目標

### 基本計画

### 市・市社協の取組

地域全体がつながり、  
支え合うまちづくり

地域を支える住民活動・団体活動の促進

官民協働・福祉以外の分野との協働

地域福祉・住民交流の拠点の整備

災害に備えた支え合い体制の構築

自死に追い込まれない社会づくり

地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

誰もが活躍できる環境の整備

- 各種団体の支援、ネットワーク形成のコーディネート
- 民間事業者と連携し、そのノウハウを地域づくりに活用
- 公民館の有効活用
- 地域の居場所づくりの推進
- 福祉避難所の拡充
- 自死対策
- 民間事業者との連携による見守り活動の推進
- 介護や見守りが必要な人及びその家族の支援など

総合的な支援と適切なサービス提供の推進

総合的な相談支援体制の整備

分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

適切で利用しやすい福祉サービスの提供

虐待やDVから守るための支援

権利擁護の推進

心身の健康づくり・健康寿命の延伸

居住・就労・移動手段の確保支援

- 総合相談支援体制の構築に向けた実証実験、推進会議の実施
- 子どもに対する切れ目のない支援
- 生活困窮者への支援
- 対象者の特性に合わせた情報提供や申請手続きの配慮
- 福祉サービスの給付の適正化チェック
- 市民後見人の養成
- フレイル予防や認知症予防の推進
- 障がい者や高齢者の就労支援など

人づくり  
未来へつながる

地域の人材発掘・育成

福祉従事者の確保・育成

福祉意識の啓発・福祉教育の推進

- 人材発掘・地域福祉活動への参加促進
- 地域福祉活動やボランティア活動に関する講座や研修の実施
- 大学や各種学校との連携
- 相談援助技術を有する専門職の育成
- U・Iターンの促進
- 児童・生徒への福祉学習の機会の提供など

# とものつくる福祉のまち

## 市民一人ひとり・地域に期待すること

- 地域福祉活動へ参加しましょう。
- 誰もが参加しやすいように、地域の活動を工夫しましょう。
- 災害時の避難マップを作成しましょう。
- 隣近所での見守りや連絡体制を確認しておきましょう。
- 相談窓口を確認しておきましょう。
- 障がいや病気などに対する理解を深めましょう。  
など

## 企業・事業者・団体に期待すること

- 積極的に地域の活動に参加・協力しましょう。
- 地域課題の解決に向けて、その専門性やノウハウを用いて貢献できないか、検討しましょう。
- 福祉避難所など、所有する施設の地域での活用について検討しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加しましょう。
- 障がい者に対する合理的配慮の提供や、障がいの特性に合わせた環境整備に努めましょう。  
など

- 人権学習や市民後見人養成講座に参加してみましょう。
- 自分の周りで「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに通報しましょう。
- 健康づくりや介護予防に関する地域の活動に参加しましょう。
- 定期的に健康診査やがん検診等を受けましょう。  
など

- 支援関係機関は、相談者の抱える問題を幅広い視点で捉え、他分野の機関等と連携しながら問題解決を図りましょう。
- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。
- 福祉関連事業者は、提供するサービス内容や利用できる制度等について、利用者に分かりやすく説明しましょう。
- 従業員向けに虐待防止や人権擁護に関する研修を実施しましょう。
- すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加促進のため、中間的就労などに協力しましょう。  
など

- 各種講座や研修に参加し、そこで得た知識や技術を、地域福祉活動に活かして見ましょう。
- 周りの人にも声をかけ、地域福祉活動の輪を広げましょう。
- 子どもに福祉のことを知る機会を与えたり、ボランティア活動を体験させたりすることで、子どもの豊かな心を育みましょう。  
など

- 従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。
- 福祉関連事業者は、従業員の離職を防止し、また就職先として選ばれるよう、働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 福祉関連事業者は、従業員のスキルアップをサポートしましょう。  
など



## 目標を達成するために目指す体制

地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく相談支援体制の整備を目指します。

### ゴールイメージ①

#### エリア分類と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。

### ゴールイメージ②

#### コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

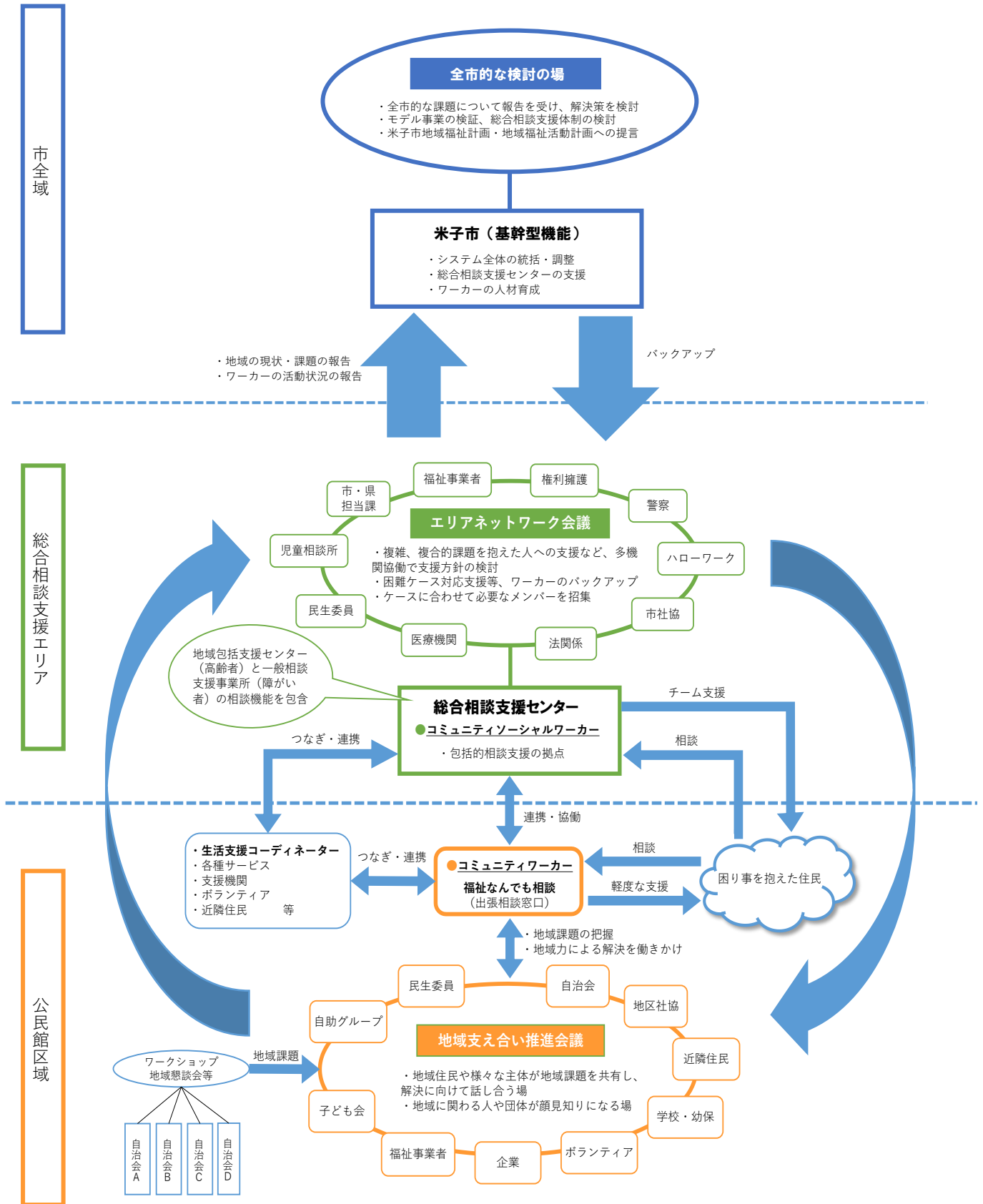
### ゴールイメージ③

#### 重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。



# 【圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図】





## 地域“つながる”福祉プラン (米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和2(2020)年3月 発行

編集・発行 米子市福祉保健部福祉政策課  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3  
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内  
電話 0859-23-5611  
Eメール [fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp](mailto:fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp)

社会福祉法人 米子市社会福祉協議会  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3  
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内  
電話 0859-23-5490  
FAX 0859-23-5495